

## 今年度から守口市立義務教育学校を設置しました

守口市では、教育理念である「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を効果的に実現させるため、平成26年度から全中学校区で小中一貫教育を導入しています。本市のめざす小中一貫教育は、各中学校区で義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、中学校区が一体となってすすめていく教育活動です。

このたび、平成27年6月に学校教育法の一部が改正され、これまでの小学校、中学校等に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな校種として位置づけられました。

このことを受けて、本市では平成28年4月1日から施設一体型小中一貫校となる「守口市立さつき学園」を「義務教育学校」として設置しました。

### □学校教育法の一部改正（平成27年6月）

#### 学校教育法（第一章 第一条）

この法律で、学校とは幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。



#### 学校教育法（第一章 第一条）

この法律で、学校とは幼稚園、小学校、中学校、**義務教育学校**、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

### □守口市では

平成28年2月、守口市議会において、守口市学校設置条例の一部を改正する条例が平成28年2月議会において可決されました。

これにより、平成28年度から守口市立学校は、小学校、中学校、義務教育学校の3つの校種が併存することになります。

### □新たに設置した義務教育学校

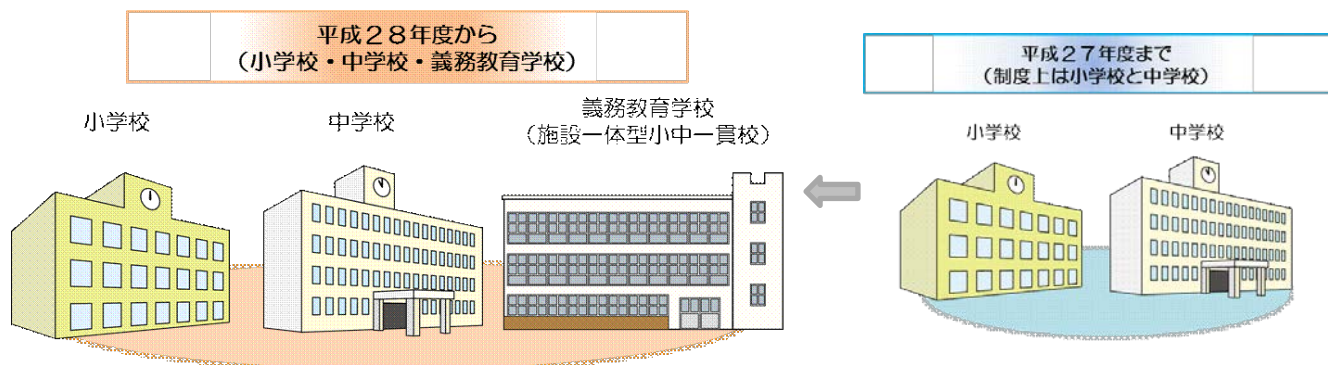
改正後	改正前
守口市立さつき学園	守口市立さつき小学校 守口市立第三中学校

## 義務教育学校となった守口市立さつき学園

修業年限	9年間 (ただし、小学校段階に相当する6年を前期課程、中学校段階に相当する3年を後期課程に区分する。)
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長1名、副校長1名、教頭3名(夜間学級含む)</li> <li>・一つの教職員組織</li> </ul>

## 義務教育学校設置についてのQ&A

Q	A
小中一貫校から義務教育学校になることでどのような効果が期待できるのですか？	今回の制度化により、小中一貫教育を法的にも推進することで、確かな学力の定着や「中1ギャップ」の解消、地域に根ざした学校づくり等、本市のめざす小中一貫教育が一層推進されることとなります。
義務教育学校への転入学はできるのですか？	通学区域に転居された場合等、これまで通り何年生からでも義務教育学校に入れることに変わりはありません。
義務教育学校になると6年生の卒業式や7年生の入学式はどうなるのですか？	6年生の修了は「前期課程の修了」、7年生の開始は「後期課程の始業」となりますが、それぞれ節目となる儀式を実施します。
6年生の卒業証書はどうなるのですか？	義務教育学校の修業年限は9年ですので、9年で卒業になるため、6年は前期課程修了になり、修了証書を授与することになります。



〈お問い合わせ〉 学校教育課 06-6995-3151